

委員会が提示した「観点と指標」に対する非対応理由に関する意見 平成21年6月16日 川上 聰

大項目	小項目	観点	観点または指標群	対応分類	非対応理由	<非対応理由に関する意見の凡例>の該当No.
5(主体参加)	2	2-1	説明責任について5つの指標	C	整備計画に対する意見は対象外	3
	3	3-2	意見聴取の対象の限定について3つの指標	C	評価手法が不明	1、2
		3-3	サイレントマジョリティからの意見抽出方法の開発について2つの指標	D	3-2と重複	1、2
		3-4	意見聴取のための広報の適切性	D	3-1と重複	1、2
	4	4-1	聴取した意見の計画や事業への反映について	C	整備計画に対する意見は対象外	3
		4-2	聴取した意見の計画や事業への反映について	C	整備計画に対する意見は対象外	3
		4-3	聴取した意見の計画や事業への反映について	C	整備計画に対する意見は対象外	3
		4-4	聴取した意見の計画や事業への反映について	C	整備計画に対する意見は対象外	3
		4-5	聴取した意見の計画や事業への反映について	C	整備計画に対する意見は対象外	3
		4-6	聴取した意見の計画や事業への反映について	C	整備計画に対する意見は対象外	3
		4-7	聴取した意見の計画や事業への反映について	C	整備計画に対する意見は対象外	3
	6	6-2	河川レンジャーへの対応について	D	6-1と重複	1、2
	8	8-1	河川、河川管理、計画策定についての住民の関心	D	観点1～7と重複するため	1、2
		8-2	職員の意識	D	観点1～7と重複するため	1、2
		8-3	住民対応の体制の整備	D	観点1～7と重複するため	1、2
		8-4	事業の計画実施にあたり人員・時間・予算の充足	D	観点1～7と重複するため	1、2
		8-5	参加のデザイン	D	観点1～7と重複するため	1、2
		8-6	協働のしくみやルール整備	D	観点1～7と重複するため	1、2

<非対応理由に関する意見の凡例>

(所感)主体参加の「観点と指標」について検討するに当たり、第1次～2次委員会の住民参加(部会)の審議プロセスにおいて、委員間および委員と河川管理者の間で議論された論点や、その結果をまとめた提言や意見を斟酌し、策定された整備計画が今後実施されて行く過程で、河川管理者が住民主体の観点に立ちより良いかたちで住民参加、協働を実践できるよう、参考にしてもらいたいとの願いを込めて作成した。委員会が整備局に「観点と指標」を提出してから後、「進捗点検に関する報告書」の提出期限の間は5月連休を挟む短期間であったため、点検項目を絞り込まなければ期限内に報告できなかったという事情は理解できるが、委員会に何ら相談もなく、整備局独自の判断で「対応のランク付け」や、重複・削除などとされたことは理解できない。この「観点と指標」に対する整備局の対応(表)を見ると、次に掲げるいくつかの疑問を指摘せざるを得ない。

1. 今回の進捗点検に関する「観点と指標」への対応を検討した整備局幹部及び担当者は、第1次～2次委員会の住民参加(部会)の審議プロセスにおいて委員間および委員と河川管理者双方の間で議論(キャッチボール)された論点や、その結果をまとめた提言や意見、それを反映した整備計画基礎原案、基礎案等の内容を十分に認知していないのではないかと危惧せざるを得ないケース。(人事移動の弊害か?)
2. 委員間および委員と河川管理者の間で議論された論点や、その結果まとめられた提言や意見に基づいて実施された事業や取り組みの多くが無視されているように思われるケース。委員会は、このようなケースについてはきちんと評価する義務があると考えている。単純に「重複・削除」とすべきではない。(その多くはプラスの評価に値するものである。これら好評価すべき事業等を切り捨てると、マイナス評価が多くなり、委員会としても、また整備局にとっても、はなはだ本意な評価になる可能性がある。)
3. 整備局は「整備計画に対する意見は対象外」とした、委員会は3月31日に策定された整備計画の進捗点検は、次期委員会が実施すべきであると考えており、第3次委員会は第1次～3次委員会の過程において、整備局が実施した事業および委員会の提案や委員と河川管理者の間の議論(キャッチボール)の成果が具体的な施策や事業として反映、実施されたケースを中心として評価すべきであると考えている。従って、「整備計画に対する意見は対象外」との対応は的外れと言わざるを得ないケース。基本的に委員会が提出した「観点と指標」に基づいて自己点検し、委員会に報告すべきである。